相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所川崎市川崎区渡田四丁目九番二号

被相続人　亡　田中正雄こと　金　碩斯

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都杉並区荻窪五丁目一一番一七　第二和光ビル二〇二　杉並民事家事法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込一丁目三番地五、最後の住所東京都江東区越中島三丁目六番一―九〇六号

被相続人　亡　原田　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区羽田四丁目四番、最後の住所東京都品川区豊町二丁目八番六号フラットリーブ二〇一

被相続人　亡　川浪　高弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区寿三丁目一八番地二、最後の住所東京都江戸川区中葛西七丁目二三番一三―二〇五号藤コーポ

被相続人　亡　鈴木　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区桐ヶ丘二丁目一二番、最後の住所東京都北区桐ヶ丘二丁目一二番N一四―三一三号

被相続人　亡　福田　吉久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番瀬川ビル四階お茶の水共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野竹　夏江（登録姓　松井）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市本郷一七五四番地、最後の住所東京都江戸川区松江二丁目二四番三号

被相続人　亡　新　陽夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トトーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区後楽二丁目二九番地、最後の住所東京都中野区新井五丁目二〇番一二号

被相続人　亡　丸茂　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市昭和町五丁目二三一番地、最後の住所東京都昭島市昭和町五丁目六番八号

被相続人　亡　窪田　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市三和六二九番地、最後の住所茨城県石岡市国府六丁目一番二六号

被相続人　亡　河野　ツネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長尾　愛女

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市三隅町向野田二八番地、最後の住所島根県浜田市三隅町向野田二五八番の二地

被相続人　亡　三浦アキコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都港区西新橋一丁目九番一号アコール新橋九階

相続財産管理人

弁護士法人　佐和法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区下永谷五丁目二四番、最後の住所東京都千代田区神田神保町二丁目一九番地一リーガルタワー神保町四〇五号

被相続人　亡　穂積　徳彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市柳島町一四二番地六、最後の住所東京都足立区鹿浜一丁目五番一五―三〇三号

被相続人　亡　伊澤　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍さいたま市大宮区寿能町二丁目四七番地一、最後の住所横浜市青葉区美しが丘二丁目六番地二レリーフ美しが丘一〇五

被相続人　亡　尾﨑　将生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

横浜市戸塚区戸塚町一二一番地七オセアン戸塚町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区大師駅前二丁目一三六番地、最後の住所川崎市川崎区川中島二丁目一番七号

被相続人　亡　魚住　槇子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番二号ソシオ砂子ビル一一〇二

相続財産管理人　弁護士　石橋　輝之